岡山県美咲町立柵原学園　いじめ防止基本方針

令和7年4月　策定

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめに発展しそうな問題は、日々起こっている。小学校課程時に解決されないまま潜在化し、中学校課程進級後，表面化してくる場合もある。また、日常的に、SNS等への書き込みに起因する生徒間トラブルが原因となっているものが増加している。児童生徒の約50％がスマートフォンなど情報端末を所持しているが、児童生徒のネット利用の実態を十分に把握しきれていない。現在、生徒指導委員会を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止と早期発見の取組をより強く推進するためには教育相談体制と共に児童生徒の訴える力の育成や見て見ぬ振りをせず、互いに支え合い、自他の存在を認め合う仲間づくりをしていくことといじめ問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実が必要である。また、児童生徒に情報モラルの指導といじめの未然防止、早期発見に適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげて迅速かつ組織的な取組を推進するため、校長、副校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、学年主任、スクールカウンセラー、主任児童委員、町保健師、学校運営協議会長、PTA会長からなるいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
・いじめの未然防止に向けた児童生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
・いじめの早期発見のために休み明けにアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
＜重点となる取組＞
・いじめをより積極的に認知し、100％の解消を目指し、組織的に徹底して解消に取り組む。
・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
・「いじめについて考える週間」において、児童会・生徒会が実施する取組を支援し、いじめの問題を自分たちの問題ととらえ、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
・児童生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
・保護者は、学校、地域と連携し、いじめの未然防止、早期発見、解消に関わる。
・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級や学年懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
・学校運営協議会の評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞
・年3回開催（学期ごと、1・3回目は外部委員も参加）
＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
・職員会議で全教職員に周知。緊急時は朝礼等で伝達。

＜構成メンバー＞
・校外
主任児童委員、町保健師、学校運営協議会長、PTA会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
・校内
校長、副校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、学年主任等

全教職員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞　・町教育委員会
＜連携の内容＞
・ネットパトロールによる監視，保護者支援のための専門スタッフの派遣（スクールカウンセラーの派遣）・指導主事の派遣
＜学校側の窓口＞　・校長、教頭

＜連携機関名＞　・美咲警察署
・非行防止教室の実施
・心と命の教育活動
・定期的な情報交換，連絡会議の開催
＜学校側の窓口＞　・生徒指導担当、教頭

学校が実施する取組

① いじめの防止	（教員研修） ・教職員の指導力向上のための研修として、外部から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 （児童生徒の育成） ・いじめ問題を自分のこととして捉え、いじめといじめ問題と正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び体験活動等を充実させる。 （居場所づくり） ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 （情報モラル教育） ・ネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を行う。 （特に配慮が必要な児童生徒への対応） ・発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、性同一性障害の児童生徒など、配慮が必要な児童生徒については、適切な支援を行い、積極的に研修を行う。
② 早期発見	（実態把握） ・児童生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の定期教育相談を行い、いじめの早期発見を積極的に図る。 （相談体制の確立） ・相談担当の教職員を児童生徒に周知すると同時に、教員が生徒へきめ細かく声かけを行い、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 （情報共有） ・児童生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくり、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを組織で判断する。 （保護者への啓発） ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	（いじめの有無の確認） ・本校児童生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに，いじめの事実の有無の確認を行う。 （いじめへの組織的対応の検討） ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 （いじめられた児童生徒への支援） ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。 （いじめた児童生徒への指導） ・いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 （いじめの「解消」の定義） ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いている。 （記録の保管） ・事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、該当児童生徒が卒業する年次までは保管する。